○農林水産省告示第七百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市脇町字池ノ奥一三一、一三二、一五六、一五七、字暮畑四〇三の一、四七三、四九二の二、字皷尾一、六六、六七、字番匠屋二五、三〇、三二、三四、四一、字平帽子五二六、五二六の三、九六三の三、字東赤谷名一〇九六、一一〇一、一五三二、一五三三、一五三三の二、一五三四、一五五三、一五五四の一、字東俣名一四〇一、一四〇三、一四六八、一八九〇、一八九一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字池ノ奥一三一、一三二・一五六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一五七、字暮畑四〇三の一・四七三・四九二の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字皷尾一、六六・六七・字番匠屋二五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三〇、三二（次の図に示す部分に限る。）、三四、四一、字平帽子五二六、五二六の三、九六三の三、字東赤谷名一〇九六・一一〇一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一五三二、一五三三、一五三三の二、一五三四・一五五三・一五五四の一・字東俣名一四〇一・一四〇三・一四六八（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一八九〇、一八九一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市脇町大字北庄字大渓一四八九、一五〇〇、一五〇一、一五〇三の一、一五〇六、一五〇八、脇町字井口七八二、字戌櫻六一、字国見丸一三の一（次の図に示す部分に限る。）、字小日浦四八、字平帽子六〇八の二、六四二の一、六四二の二、一〇〇四の一、一〇〇四の二、一〇〇五、一〇〇六の一、一〇〇六の二、脇町大字脇町字西城山一八四七の一、一八四七の六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大渓一四八九、一五〇〇・一五〇三の一・一五〇六・字井口七八二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字戌櫻六一、字国見丸一三の一、字小日浦四八、字平帽子六〇八の二、六四二の一、六四二の二、一〇〇四の一・一〇〇五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇〇六の一、一〇〇六の二、字西城山一八四七の一、一八四七の六

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市脇町大字脇町字畳屋敷一一六四の一、脇町字川原柴三四二から三四四まで、三四六、字小森一六の一、一六の三、一八、一九の一、二一の一、二一の三、二二の一、二三の三、字下大滝九八の一から九八の四まで、一一一、一一三の一、一三六、一三七、一五二、一五七、一五九の一、一六〇の一、一六五、字皷尾五九、字西大谷一五〇から一五三まで、一五三の二、一五四、字東大谷一九七の一、字東俣名一九九七の一、一九九七の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字畳屋敷一一六四の一・字川原柴三四二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三四三、三四四、三四六（次の図に示す部分に限る。）、字小森一六の一、一六の三、一八、一九の一、二一の一、二一の三、二二の一、二三の三、字下大滝九八の一から九八の四まで、一一一、一一三の一、一三六、一三七、一五二、一五七、一五九の一、一六〇の一、一六五、字皷尾五九、字西大谷一五〇から一五三まで、一五三の二、一五四、字東大谷一六五、字平帽子九二九の二、字東俣名一九九七の一、一九九七の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市池田町西山土無三九六〇、池田町漆川犬帰り五〇八九、土井四七六の一、四八三の一、トヲ谷五一二七、池田町大利日浦三二の一、池田町白地ウマバ七三七の一、七三九の一、七四〇の一、七四〇の二、ノロウチ七九五の五、池田町シンヤマ三八五四の二、三八五五の一、三八六八の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好郡東みよし町東山字内野三〇六の二、字男山九五〇、字ハタ一三二、昼間字前山四〇五五の四九、足代字山分四五八九の四五、四五八九の四六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備